

老発0929第7号  
平成27年9月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公 印 省 略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、これまで「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発第0930005号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていたところであるが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）」の施行に伴い、要介護認定等に係る申請等における様式を、別添のとおり改正し、平成28年1月1日より適用することとしたので通知する。

については、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等に係る申請等の運用について遺漏のなきように期せられたい。



介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書

〇〇市(町村)長様

次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

被 保 者	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ	-----										生年月日	明・大・昭	年	月	日						
	氏名											性別	男	・	女							
	住所	〒										電話番号										
	前回の要介護認定の結果等	要介護状態区分 1 2 3 4 5					要支援状態区分 1 2															
		有効期限 平成 年 月 日 から					平成 年 月 日															
	変更申請の理由																					
者	過去6月間の介護保険施設医療機関等入院、入所の有無	介護保険施設の名称等・所在地										期間 年 月 日～年 月 日										
		介護保険施設の名称等・所在地										期間 年 月 日～年 月 日										
		医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～年 月 日										
	有・無	医療機関等の名称等・所在地										期間 年 月 日～年 月 日										

提出 代 行 者	名称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設)														
	住所	〒										電話番号				

主治 医	主治医の氏名											医療機関名					
	所在地	〒										電話番号					

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名											医療保険被保険者証 記号番号					
特定疾病名																

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

### 介護保険 サービスの種類指定変更申請書

〇〇市(町村)長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 平成 年 月 日

被 保 険 者	被保険者番号											個人番号										
	フリガナ	-----										生年月日	明・大・昭	年	月	日						
	氏名											性別	男	・	女							
	住所	〒																				
		電話番号																				
現に受けている要介護・要支援	要介護状態区分	1	2	3	4	5	要支援状態区分	1	2													
	有効期限	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日												
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の消徐を求める旨																						
種類指定 変更理由																						

主治医	主治医の氏名						医療機関名					
	所在地	〒					電話番号					

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

医療保険者名				医療保険被保険者証記号番号			
特定疾病名							